

公 示

一般社団法人日本集中治療医学会定款に基づき、2014年度～2015年度（平成26年度～平成27年度）の役員及び評議員の選出を行います。

役員候補者及び評議員となることを希望する者は、所定の手続きを行って下さい。
なお、理事、監事、会長候補者の届け出用紙は評議員（有権者）に開示致しますので御了承願います。

1. 理 事

一般社団法人日本集中治療医学会定款第19条第4項、理事選出に関する細則に従い、本学会理事任期満了による新理事の選挙を第41回学術集会時に開催される社員総会にて行います。新理事の任期は第41回学術集会終了の翌日より、第43回学術集会の終了日までです。候補者となることを希望する者は、所定の届け出用紙（本学会ホームページよりダウンロード）を用いて、2013年（平成25年）10月31日（当日消印有効）までに学会事務局まで簡易書留にて届け出てください。 **届け出用紙はこちら→ [Word](#)・[PDF](#)**

2. 監 事

一般社団法人日本集中治療医学会定款第19条第4項、監事選出に関する細則に従い、本学会監事任期満了による新監事の選挙を第41回学術集会時に開催される社員総会にて行います。新監事の任期は第41回学術集会終了の翌日より、第43回学術集会の終了日までです。候補者となることを希望する者は、所定の届け出用紙（本学会ホームページよりダウンロード）を用いて、2013年（平成25年）10月31日（当日消印有効）までに学会事務局まで簡易書留にて届け出てください。 **届け出用紙はこちら→ [Word](#)・[PDF](#)**

3. 第45回会長（副会長）

一般社団法人日本集中治療医学会定款第38条第4項、会長および副会長選出に関する細則に従い、本学会第41回会長の任期満了による第45回会長の選挙を第41回学術集会時に開催される社員総会にて行います。第45回会長に選出された者は第42回学術集会終了の翌日より、第44回学術集会終了日までは副会長となります。候補者となることを希望する者は、所定の届け出用紙（本学会ホームページよりダウンロード）を用いて、評議員5名以上の推薦状を添えて2013年（平成25年）10月31日（当日消印有効）までに学会事務局まで簡易書留にて届け出てください。 **届け出用紙はこちら→ [Word](#)・[PDF](#)**

4. 評議員

一般社団法人日本集中治療医学会定款第 17 条第 2 項、評議員選出に関する細則に従い、本学会評議員任期満了による新評議員の選出を行います。新評議員の任期は第 41 回学術集会終了の翌日より、第 43 回学術集会の終了日までです。候補者となることを希望する者(新任・再任)は、所定の届け出用紙(本学会ホームページよりダウンロード)を用い、新任の場合は評議員 2 名の推薦状を添えて 2013 年(平成 25 年)10 月 31 日(当日消印有効)までに学会事務局まで簡易書留にて届け出てください。 **申請書はこちら→** [\(Word・PDF\)](#)

評議員申請に当たっての変更事項

平成 26 年 1 月 1 日から施行される定款改定に伴い、会員種別が正会員と准会員のみとなります。従いまして、評議員も正会員から選出されることとなります。医師以外の会員の方で評議員を申請される場合は正会員へ移行いただくこととなりますので、2014 年度の年会費請求の際に確認させていただきます。

なお、年会費につきましても改定されますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

- ・正会員(年会費:12,000 円)とは本会の目的に賛同して入会した医療あるいは医学系研究に従事する者をいう。
- ・准会員(年会費:9,000 円)とは本会の目的に賛同し、正会員に准ずるものとして入会した医療あるいは医学系研究に従事する者をいう。ただし、医師は准会員になることはできない。

2013 年 8 月 1 日

一般社団法人日本集中治療医学会
理事長 氏家 良人